

## 介護職員処遇改善金支給規程

(総則)

第 1 条 この規程は、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善にともなう介護職員処遇改善加算額の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 介護職員処遇改善加算額支給対象者は、介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員で週18時間以上勤務者とする。

(介護職員処遇改善加算額の支給について)

第 3 条 毎年 4 月 1 日を起算日とし、加算計画を上回る賃金額を、月給者に定期昇給分、処遇改善手当及び年 3 回の処遇改善一時金として支給する。時給者には時給額に上乘せして支給する。

(支給額)

第 4 条 毎年度加算計画に基づき処遇改善手当額を決定し、定期昇給分、一時金は人事考課により各々決定する。

(支給区分)

第 5 条 転勤、夜勤勤務契約を締結していない常勤職員には、正職員の処遇改善手当のおよそ 6～8 割を支給する。パート時給者には 1H50 円を支給する。

2 . 正職、常勤者で育児休業取得後の短時間勤務は勤務時間で按分した金額を支給する。

(支給期間)

第 5 条 介護職員処遇改善手当金等の支給期間は、介護職員処遇改善加算制度の実施期間とする。

(支給日)

第 6 条 処遇改善手当金は給与支給日に支給する。一時金は支給日に在籍する者のみ支給する。

(欠勤、休業者等)

第 7 条 欠勤控除、遅早控除、休業、退職は通常の手当と同じ扱いとする。他この規定にない場合も同じ扱いとする。

(職員への周知)

第 8 条 介護職員処遇改善加算額支給対象者に、説明を実施し周知を図る。

参考 4 年 4 月 1 日現在 処遇改善金

| 介護職員      | 月金額   |
|-----------|-------|
| 正職        | 15000 |
| 常勤 夜勤可    | 15000 |
| 常勤        | 10000 |
| パート時給     | 時給 50 |
| 週18時間勤務未満 | 0     |

この規定は令和 2 年 9 月 16 日から施行する

改定 令和 3 年 4 月 1 日 改定 令和 4 年 9 月 27 日

改定 令和 3 年 10 月 16 日

改定 令和 4 年 9 月 16 日